

成田空港の更なる機能強化に伴う 住宅防音工事のご案内

対象となるのはどんな家？

住宅防音工事の概要は？

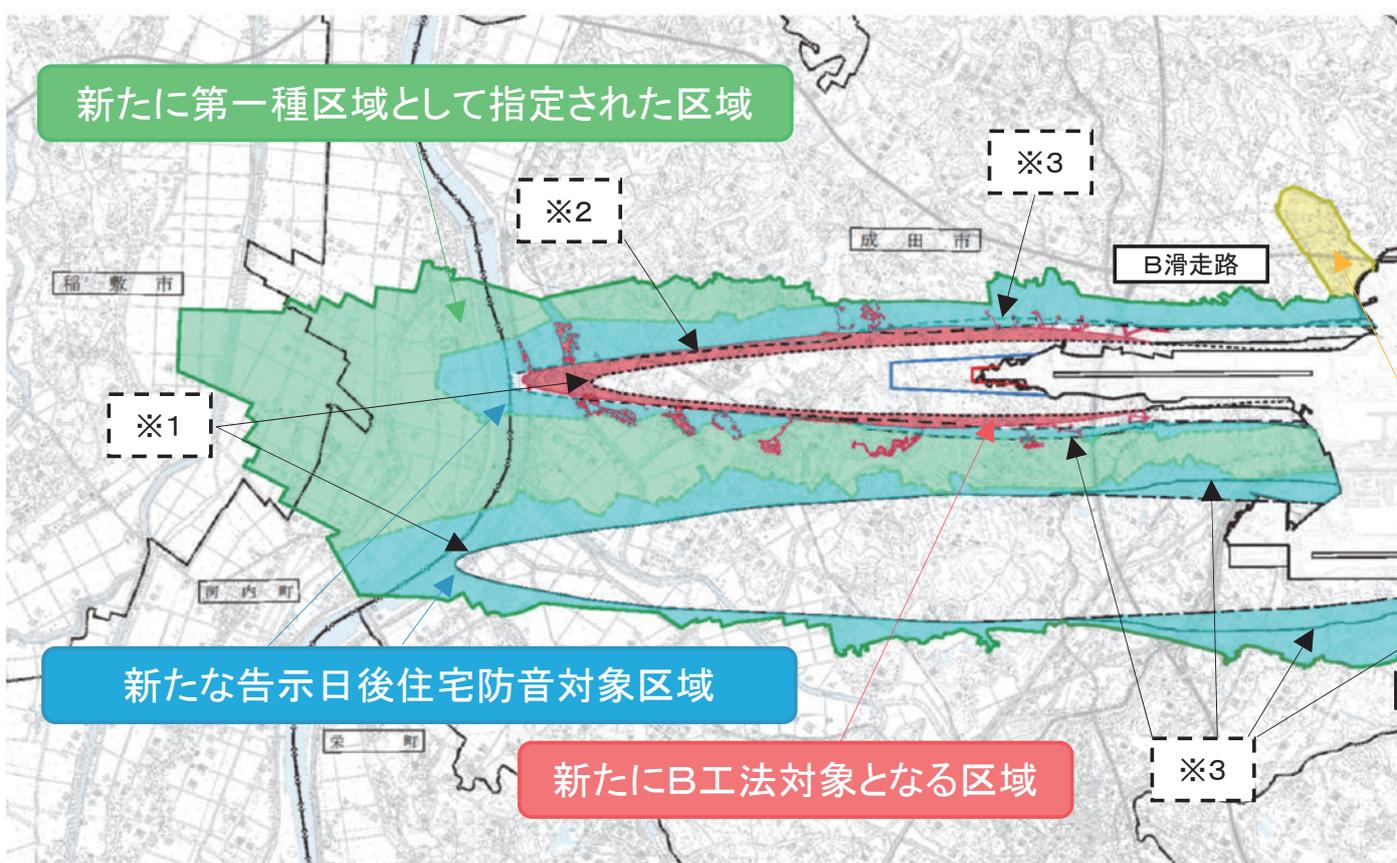
どのような防音工事があるの？

費用の自己負担は？

手続きの方法は？

よくあるご質問は？

防音工事助成の区域概要図



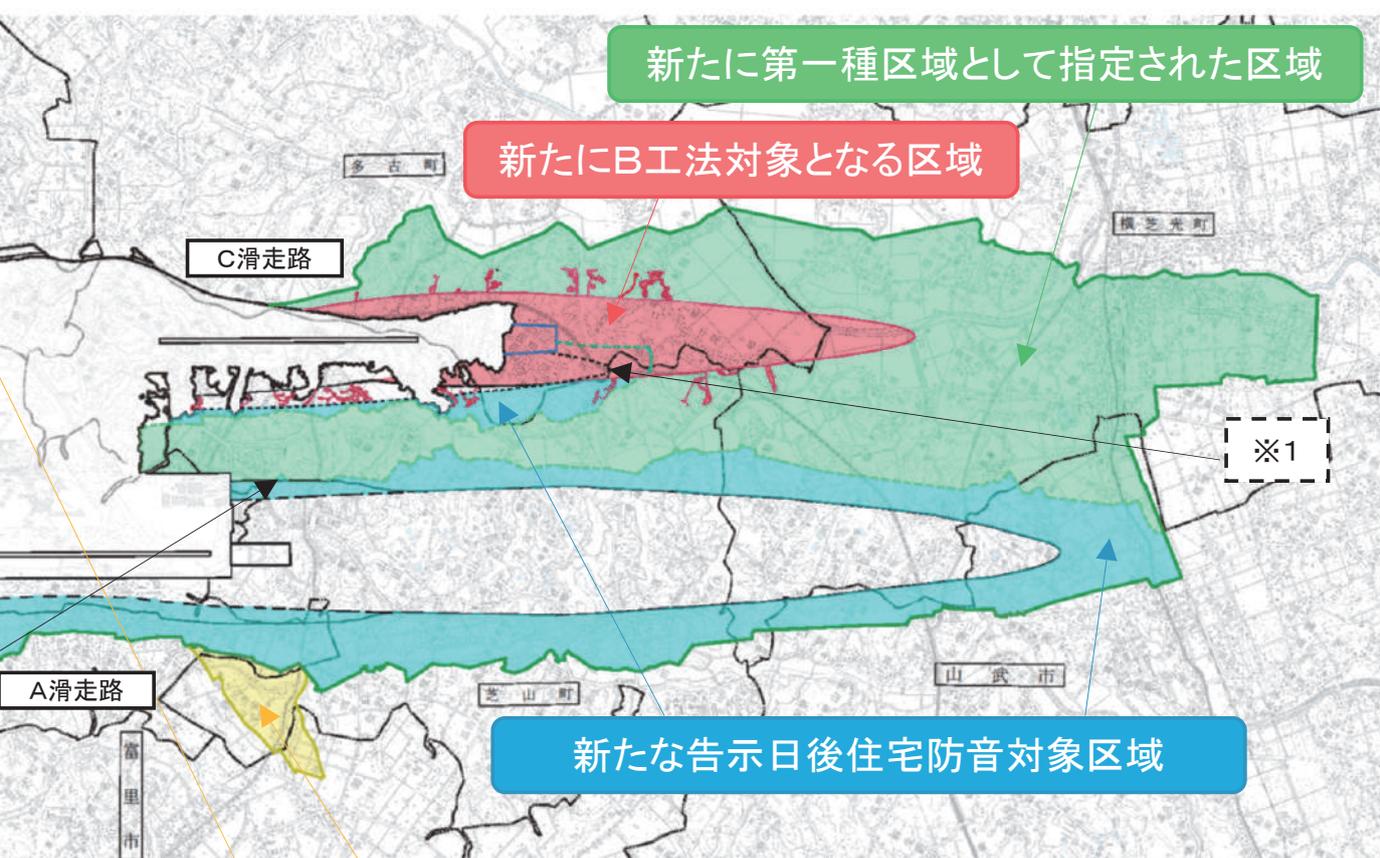
新たに第一種区域として指定された区域

新たな告示日後住宅防音対象区域

新たにB工法対象となる区域

- 航空機騒音障害防止地区
都市計画決定日
- ※1:平成13年 5月11日
 - ※2:平成19年12月28日
 - ※3:平成23年11月11日

都市計画決定日以降に建築された住宅は、防音工事助成対象外となります。



対象となるのはどんな家？

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）に基づき、国土交通省が告示した騒音区域内の住宅（既にNAAの防音工事助成対象住宅を除く。）のうち、一定の条件を満たす住宅が、新たに防音工事助成の対象となります。

【新たに防音工事助成の対象となる住宅】

1. 令和2年4月1日時点で、**前ページの緑色の区域内**に現に所在している住宅。
2. 令和2年4月1日時点で、**前ページの青色の区域内**及び**赤色の区域内**に現に所在している住宅。

注1：ただし、都市計画決定（A滑走路：平成13年5月11日、平成23年11月11日、B滑走路：平成13年5月11日、平成19年12月28日及び平成23年11月11日）により定められた航空機騒音障害防止地区内に、その都市計画決定以降に新築された住宅は、自己防音が義務化されておりますので、防音工事助成の対象にはなりません。

注2：NAAによる移転補償の対象となる住宅については、各ご家庭の事情に合わせて防音工事助成を実施します。

注3：都市計画決定（令和2年4月1日）により定められた航空機騒音障害防止特別地区内（**前ページの赤色の区域内**）では、防音工事内容が変更となるため、既にNAAなどからの防音工事助成を受けた住宅でも追加工事の対象となります。

なお、住宅の所在地、建築年などにより防音工事の助成内容が異なりますので、4ページの判定フロー図により対策内容を参照してください。

判定フロー図

令和2年4月1日時点で、1,2ページの区域概要図において何色の区域に所在している住宅ですか？

緑色

青色

赤色

都市計画決定により定められた航空機騒音障害防止地区内に住宅がありますか？

新たな第一種区域に所在する住宅ですか？

いいえ

はい

いいえ

はい

昭和60年7月1日、平成19年3月30日及び平成23年4月1日の騒防法告示の際、それぞれの区域に所在していた住宅ですか？

いいえ

はい

都市計画決定（A滑走路：平成13年5月11日、平成23年11月11日、B滑走路：平成13年5月11日、平成19年12月28日、平成23年11月11日）以降、それぞれの区域に新築された住宅ですか？

いいえ

はい

新たに第一種区域となった区域の防音工事助成が受けられます。
【詳しくは、6ページへ】

告示日後住宅防音工事助成が受けられます。
【詳しくは、7ページへ】

防音工事助成の対象とはなりません。

B工法の防音工事助成が受けられます。
【詳しくは、8ページへ】

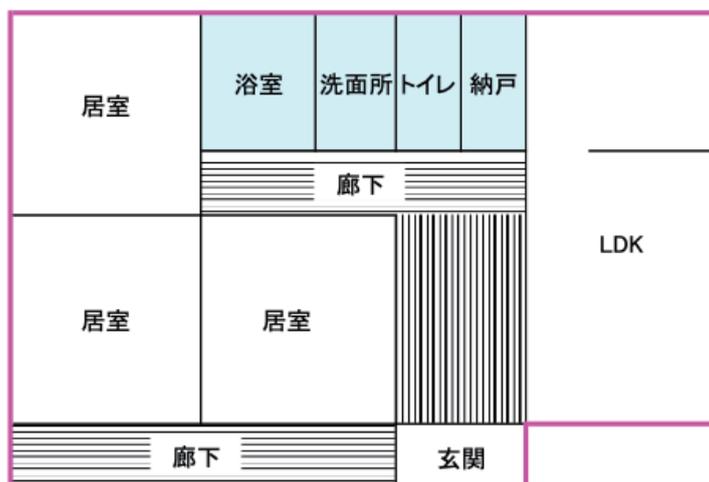
住宅防音工事の概要は？

住宅防音工事は、外郭施工の方法によって航空機騒音の影響を軽減させ、室内において静穏な生活環境が保たれるよう実施するものです。

具体的には、住宅の開口部（窓、はき出し、出入口）の建具に防音アルミサッシ、防音アルミドア等を使用して防音します。一定の遮音性能を有するペアガラスを使用することもできます。また、開口部の工事だけでは防音効果が得られない場合には、所要の工事を施します。

なお、その他に防音工事を実施する住宅には、空気調和機器（冷暖房設備、換気扇、レンジフード）を設置します。

〔施工範囲〕



既に関係市町、成田空港周辺地域共生財団及びNAAの防音工事助成を受けた住宅について、水色の部分を廊下に面したドア等により防音区画を形成している場合には、外窓は対象にはなりません。

〔施工断面図〕



どのような防音工事があるの？ 費用の自己負担は？

【新たに第一種区域となった区域内の住宅】

- 防音工事がなされていない住宅に対しては、既存の普通サッシを防音アルミサッシに取り替える等の工事を実施することによって騒音を軽減します。具体的には、窓、玄関などの開口部の建具を防音アルミサッシ、防音アルミドア等に取り替えます。

- 空気調和機器の設置可能台数は、居住する人数に応じて、それぞれ下表の台数を上限として冷暖房機、換気扇を設置します。

- なお、既に関係市町又は成田空港周辺地域共生財団による防音工事助成を受けている住宅については、定められている防音の設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事を実施します。空気調和機器については、設置限度台数まで追加することができます。

【防音工事助成内容】

項 目		対 策 内 容			
C 工 法	開口部（建具）	玄関、窓、掃き出し、土間、はめ殺し等の防音対策			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	1台	2台	2台	2台
	換気設備設置限度台数 (レンジフード含む)	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	235万円	350万円	465万円	575万円
	自己負担	助成限度額内の場合には、防音工事及び空気調和機器の設置に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。 設計監理費については、NAAが100%負担します。			

※ 1人世帯については、別の敷地に居住する直系卑属2親等内の血族（子・孫）がいることを公的な機関が発行する証明書（戸籍等）により確認できる場合には、2人世帯とみなし、防音工事の限度額等を引き上げます。
（告示日後住宅 P7、B工法 P8も同様となります。）

【告示日後住宅防音工事対象の住宅】

- 防音工事がなされていない住宅に対しては、既存の普通サッシを防音アルミサッシに取り替える等の工事を実施することによって騒音を軽減します。具体的には、窓、玄関などの開口部の建具を防音アルミサッシ、防音アルミドア等に取り替えます。
- また、都市計画決定（令和2年4月1日）により定められた航空機騒音障害防止特別地区内の住宅^注では、開口部の防音対策に加え、天井及び壁に減音材を施します。（B工法対応）

注：NAAによる移転補償の対象となる住宅については、各ご家庭の事情に合わせて防音工事助成を実施します。

- 空気調和機器の設置可能台数は、居住する人数に応じて、それぞれ下表の台数を上限として冷暖房機、換気扇を設置します。
- なお、既に関係市町又は成田空港周辺地域共生財団による防音工事助成を受けている住宅については、定められている防音の設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事を実施します。空気調和機器については、設置限度台数まで追加することができます。

【防音工事助成内容】

項目		対策内容			
C工法	開口部（建具）	玄関、窓、掃き出し、土間、はめ殺し等の防音対策			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	1台	2台	2台	2台
	換気設備設置限度台数 （レンジフード含む）	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	235万円	350万円	465万円	575万円
B工法	開口部（建具）	壁、天井に減音材、玄関、窓、掃き出し、土間、はめ殺し等の防音対策			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	2台	3台	4台	4台
	換気設備設置限度台数 （レンジフード含む）	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	490万円	660万円	830万円	1,000万円
自己負担	助成限度額内の場合には、防音工事に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。空気調和機器の設置工事費については、一部自己負担があります。設計監理費については、NAAが100%負担します。				

【B工法の防音工事対象の住宅】

- 防音工事がなされていない住宅^注に対しては、既存の普通サッシを防音アルミサッシに取り替える等の工事を実施することによって騒音を軽減します。具体的には、窓、玄関などの開口部の建具を防音アルミサッシ、防音アルミドア等に取り替え、天井及び壁に減音材を施します。
- 空気調和機器の設置可能台数は、居住する人数に応じて、それぞれ下表の台数を上限として冷暖房機、換気扇を設置します。
- なお、既に関係市町、成田空港周辺地域共生財団又はNAAによるC工法防音工事助成を受けている住宅^注については、B工法で定めている防音の設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事を実施します。空気調和機器については、設置限度台数まで追加することができます。

注：NAAによる移転補償の対象となる住宅については、各ご家庭の事情に合わせて防音工事助成を実施します。

【防音工事助成内容】

項目		対策内容			
B 工 法	開口部（建具）	壁、天井に減音材、玄関、窓、掃き出し、土間、はめ殺し等の防音対策			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	2台	3台	4台	4台
	換気設備設置限度台数 (レンジフード含む)	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	490万円	660万円	830万円	1,000万円
自己負担	助成限度額内の場合には、防音工事及び空気調和機器の設置に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。 設計監理費については、NAAが100%負担します。				

手続きの方法は？

1 工事の申し込み

防音工事を希望される方は、助成対象騒音防止工事認定申請書を住宅が所在する市役所又は町役場に提出してください。申請書は、市役所又は町役場の担当課にあります。

2 工事の認定

NAAは、市役所又は町役場経由で提出された助成対象騒音防止工事認定申請書を審査し、現地調査を行った後、助成対象騒音防止工事認定書を申請者あてに送付します。（調査日については、NAAの担当員が事前にご都合をお伺いします。）

3 助成金の交付申請

認定書を受領された方は、設計監理業者と住宅防音工事に関する業務について委託契約を結んでいただきます。

設計監理業者は、皆様に代わって助成金交付申請書を作成しNAAに提出します。

4 助成金の交付決定

NAAは、助成金の交付申請書を審査し、助成金交付決定通知書を申請者あてに送付します。

5 工事の発注

助成金交付決定通知書を受領された方は、希望する工事施工業者と工事請負契約を結んでいただきます。

6 工事の完了

工事が完了すると、NAAの検査員が設計監理業者及び工事施工業者立会いのうえ検査を行い工事の完了を確認し、別途申請者あてに助成金額確定通知書を送付します。

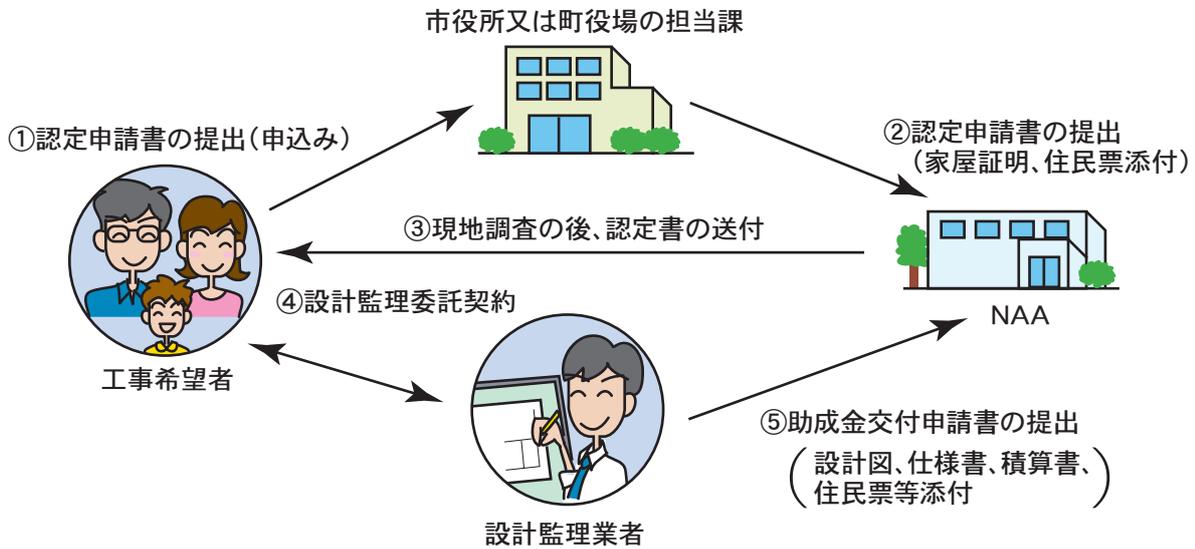
7 助成金の給付申請

助成金額確定通知書を受領後、助成金給付申請書をNAAに提出してください。

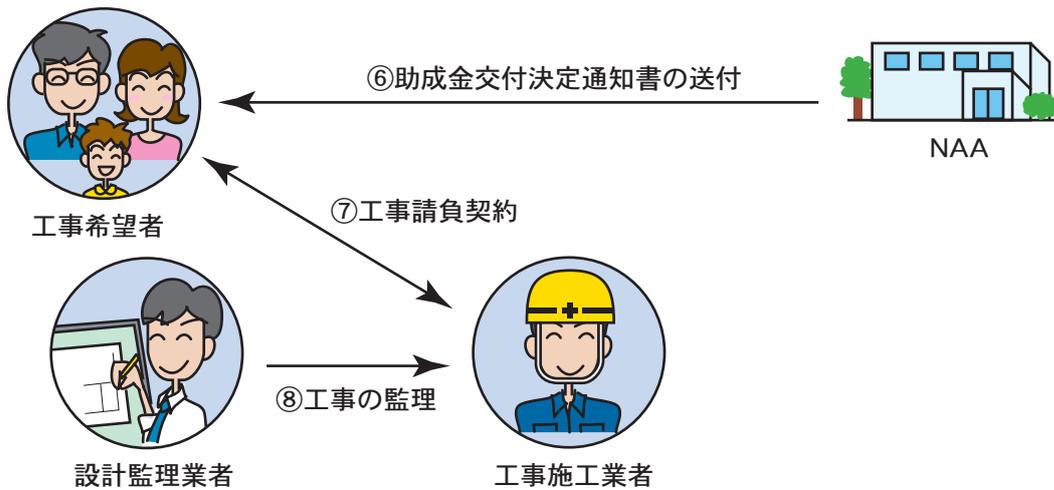
助成金の請求は、設計監理業者及び工事施工業者に委任してください。

助成金はNAAから設計監理業者及び工事施工業者へ支払います。

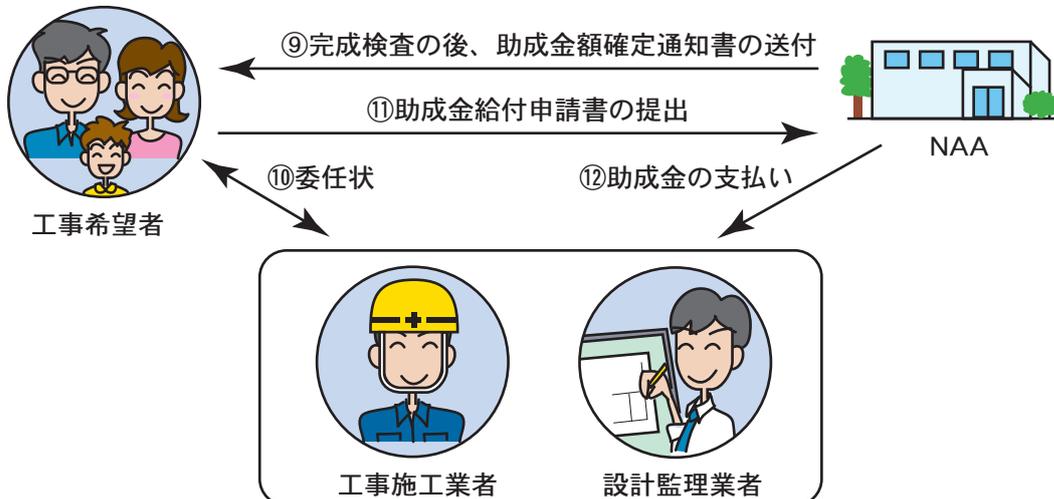
【工事の申込みから助成金の交付申請まで】



【助成金の交付から着手まで】



【工事完了から助成金の支払いまで】



よくあるご質問は？



Q1 助成対象騒音防止工事認定申請書はどこにありますか？

市役所又は町役場の担当課にあります。
事前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。



Q2 申請書を提出すれば、防音工事が出来るのですか？

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。



Q3 業者がよく営業に回ってきますが、NAAが業者を指定しているのですか？

NAAが業者を指定、斡旋することはありません。業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。
なお、設計監理業者と工事施工業者は、それぞれ別の会社にしていただく必要があります。



Q4 設計監理業者、工事施工業者との契約は誰が行うのですか？

皆様方ご本人がそれぞれ契約を結んでいただきます。



Q5 自己負担はあるのですか？

助成限度額内の場合には、防音工事・空気調和機器の設置に要する費用及び設計監理費は NAA が 100%負担します。(ただし、告示日後住宅防音工事対象の住宅については、空気調和機器の設置工事費の一部が自己負担となります。)

なお、助成限度額内の場合であっても、工事内容によっては自己負担が生じる可能性がありますので、詳しくはお問合せください。



Q6 工事を途中で中止したいのですが？

工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計監理費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となりますので、十分にご注意下さい。





Q7 ペアガラスを採用したいのですが、助成額の上限はありますか？

市販防音サッシ代金とペアガラス代金の合計額に対し、NAA 標準仕様の特種防音サッシ代金と単板ガラス代金の合計額を超えない範囲で助成します。



Q8 防音工事の際設置した空気調和機器が故障した場合には修理してもらえるのですか？

住宅防音工事で設置した空気調和機器が故障した場合には、ご自身で修理していただきますが、設置後 10 年以上経過し、故障しているか、もしくは近々故障の恐れがあり、その機器を取り替える場合、更新工事制度があります。(ただし、更新工事費の一部が自己負担となります。)



Q9 防音工事を実施した住宅が老朽化し、建て替えが必要になった場合には助成制度はありますか？

防音工事を実施した住宅が法定耐用年数（木造の場合 22 年）を経過し、かつ防音工事実施後 10 年以上経過している場合に、同一敷地内での改築工事に際し、併行防音構造工事（再助成）制度があります。



住宅防音工事の問い合わせ先

住宅防音工事の内容等について、詳しくは下記へお問合せください。

成田国際空港(株)
地域共生部住宅防音工事担当

〒282-8601
成田市成田国際空港内 NAAビル

TEL 0476-34-5874

成田市役所
空港部 空港対策課

〒286-8585
成田市花崎町760

TEL 0476-20-1521

芝山町役場
企画空港政策課 空港地域振興係

〒289-1692
芝山町小池992

TEL 0479-77-3906

横芝光町役場
企画空港課 空港班

〒289-1793
横芝光町宮川11902

TEL 0479-84-1279

山武市役所
企画政策課 空港みらい対策室

〒289-1593
山武市松尾町五反田3012
松尾IT保健福祉センター内

TEL 0479-80-7115

多古町役場
企画空港政策課 空港地域振興係

〒289-2292
多古町多古584

TEL 0479-76-5409

河内町役場
都市整備課

〒300-1392
河内町源清田1183

TEL 0297-84-2111

稲敷市役所
市民生活部 環境課

〒300-0595
稲敷市犬塚1570-1

TEL 029-892-2000